

平成27年度第1回 惑星科学研究センター運営委員会議事要録(案)

日 時 平成27年7月31日～8月3日

議 事

【審議事項】

1. 理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項の一部改正について

別紙「神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表(案)」
を9月の教授会に諮ることとした。

2. 理学研究科附属惑星科学研究センターセンター長の選考について

上記設置要項一部改正提案の9月教授会での承認を受け、観山正見特命教授を惑星科学
研究センター長に選出することを承認した。

承認署名欄:

元 月 三 政 彦

木 本 祐 介

島 伸 和

中 田 康 国

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター設置要項新旧対照表(案)

| (新) | (旧) |
|---|---|
| (設置) 第1条 神戸大学大学院理学研究科に、附属センターとして神戸大学大学院理学研究科 <u>附属惑星科学研究センター</u> （以下「センター」という。）を置く。 | (設置) 第1条 神戸大学大学院理学研究科に、附属センターとして神戸大学大学院理学研究科惑星科学研究センター（以下「センター」という。）を置く。 |
| 第2条～第3条 (略) | 第2条～第3条 (略) |
| 第4条 センターに次に掲げる職員を置く。 (1) センター長 (2) 副センター長 (3) 研究員 <u>2 センター長と副センター長のうちいずれか1人は理学研究科の専任教授とする。</u> | 第4条 センターに次に掲げる職員を置く。 (1) センター長 (2) 副センター長 (3) 研究員 |
| (センター長) 第5条 センター長は、理学研究科の <u>教授</u> をもって充てる。 2 センター長は、センターの事業を統括する。 3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、 <u>その者の年齢が70歳に達する日以降の最初の3月31日を超えて定めることはできないものとし</u> 、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 | (センター長) 第5条 センター長は、理学研究科の <u>専任教授</u> をもって充てる。 2 センター長は、センターの事業を統括する。 3 センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 |
| (副センター長) 第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。 2 副センター長は、センター長の業務を補佐し、センター長に事故があるときは、その職務を代行する。 3 副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 | (副センター長) 第6条 副センター長は、センターの研究員である教授をもって充てる。 2 副センター長は、センター長の業務を補佐する。 3 副センター長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 |
| 第7条～第14条 (略) | 第7条～第14条 (略) |
| 附 則 (平成 年 月 日) <u>この要項は、平成27年4月1日から施行する。</u> | |